

## 村山市農業委員会総会会議録（第7回）

1. 期日 令和5年7月13日(木) 午前10時～

2. 場所 全員協議会室

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

(1) 農業委員の出席者名簿（15名）

1番	門脇 忠教	—	—
2番	松田 節子	11番	森 修一
—	—	12番	須藤 義和
4番	高橋 昭	13番	奥山 金弥
5番	石川 賢也	14番	下山 勝宏
6番	山内 正秀	15番	太田 一男
7番	石山 公己	16番	佐藤 善洋
8番	川田 雅紀	17番	笹原 泉
—	—	18番	青柳 篤

(2) 農業委員の欠席者名簿（3名）

3番	工藤 毅裕	10番	高谷 太
9番	海老名 正度		

(3) 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

議第33号 村山市農用地利用集積計画について

5. 報 告

報第21号 農地法第18条第6項の規程による通知について

報第22号 非農地証明願について

報第23号 農地改良届出について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 三澤 智之

局長補佐兼事業推進係長 鈴木 耕哉

農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午前10時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

本日は、第22期農業委員会の最後の総会となります。みなさん、大変ご苦労様でした。

今年の西瓜については、天気も良くまずまずの様子です。今後とも天候がもつように、また、みなさんのお身体にも留意して励んで下さるようお願いいたします。

今年も半年が過ぎていきます、農作業にがんばって、あと半年を無事にお過ごしください。

それでは、第7回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

4番 高橋 昭 委員、5番 石川 賢也 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第30号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第3条の許可申請は52番から55番までの4件で、所有権の移転が2件、賃貸借権の設定が1件、使用貸借権の設定が1件となります。地目、面積は田が6,048㎡、畑が3,179㎡で合計9,227㎡になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号52番から55番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転、賃貸借権の設定を詳細に説明した。なお、現地調査(7月4日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

16 番委員（佐藤善洋）

54 番について、賃貸借権の期間がわずか 1 年になっている。その理由は何か？

事務局（猪藤係長）

54 番の譲受人については今後、譲渡人の土地をすべて中間管理事業により、貸借する計画となっております。このたびは、農地所有適格法人となるための取引であることから、1 年間の契約となったものです。

議長（青柳 篤）

そのほか、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長（青柳 篤）

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長（青柳 篤）

これで議第 30 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（意見聴取）」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局（三澤事務局長）

今月の農地法第 5 条の許可申請は、8、9 番の 2 件で、地目、面積は、田 842 m<sup>2</sup>、畑 244.04 m<sup>2</sup> になります。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局（猪藤係長）

議案書に基づき、申請概要（用途等）、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

（説明内容）

申請番号 8 番は、農地を「宅地造成」するため、所有権を移転するものです。

事業面積は、宅地、雑種地を含め、6,935.00 m<sup>2</sup>。17 区画の宅地を造成し販売する計画で、譲受人は宅地取引に係る宅地建物取引業者の免許を所有しております。

農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域「準工業地域」が定められていることから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の通帳の写しで確認しております。

また、宅地造成ではありますが、都市計画区域用途区域内であることから事業後の建築物の立地が確実に認められるため、許可条件を満たしております。

申請番号 9 番は、農地を「農家住宅」として整備するため、使用貸借権の設定をするものです。親が住まいする住宅に隣接して、子（夫婦）の住宅を建築します。

農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから「第 1 種農地」に該当します。住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置する場合にあたり、例外的に許可ができる案件として、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の仮審査終了通知の写しで確認しております。

いずれの案件についても、現地調査(7月4日)を行った結果、周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから、許可相当であることを報告します。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 31 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 32 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明した。  
この案件は、7月4日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 32 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 33 号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 294 番から 307 番までの 14 件で、申請内容は、所有権移転が 2 件、利用権設定の新規が 5 件、再設定が 7 件となります。地目ごとの内訳は、田が 64,757 m<sup>2</sup>、畑 2,363 m<sup>2</sup>、の計 67,120 m<sup>2</sup>になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(鈴木補佐)

議案書に基づき、294 番から 307 番までの所有権移転、利用権設定の新規・再設定について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

8 番委員 (川田雅紀)

294 番と 295 番、10a あたりの金額にかなり差がある。このような場合、委員はその是非を判断できない。地域によっても違うし、どんな田なのか？基盤整備済みか？荒れているのか？そういった詳細についても、説明をお願いしたい。

事務局 (三澤事務局長)

取引の内容は相対ですので両者合意のうえで決めてはおりますが、様々な事情などについては、今後とも詳細な説明をしてみたいと思います。

議長(青柳 篤)

そのほか、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 33 号は、原案のとおり可決決定されました。

#### (5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 21 号から報第 23 号までについて、事務局の説明を求めた。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第 21 号「農地法第 18 条第 6 項の規程による通知について」、報第 22 号「非農地証明願について」、報第 23 号「農地改良届出について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第 18 条第 6 項の合意解約は、申請番号 66 番の 1 件です。畑が 244.04 m<sup>2</sup>となります。解約理由は貸し人の都合によるものであります。議第 31 号の転用申請をふまえ解約をするものです。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

非農地証明願については、14 番から 17 番の 4 件で、台帳地目で田 4,240 m<sup>2</sup>、畑 3,731 m<sup>2</sup>です。申請内容は、約 20 年以上前から、炭焼き小屋や雑種地として利用してしまっていたもの、労力不足により原野化して農地性を失っているものなどです。7 月 4 日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

農地改良は、6 番の 1 件で、田が 796.9 m<sup>2</sup>です。申請の目的は、盛土により耕作条件を整え畑地として利用するものです。

7 月 4 日に現地調査をした結果、隣接する農地には影響がないことを確認しています。

以上、報第 21 号から報第 23 号までの 3 件について報告した。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第 30 号から第 33 号までの 4 件、報告の報第 21 号から第 23 号までの 3 件について、終了します。

終了 午前 10 時 30 分